

市第 129 号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年 3 月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表中

横浜市立旭北中学校
横浜市立今宿中学校
横浜市立上白根中学校

を

横浜市立今宿中学校
横浜市立上白根北中学校

に改める。

別表の 5 の表中

横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校
--------------------

を

横浜市立北綱島特別支援学校
---------------

に改める。

附 則

この条例中、別表の 5 の表の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から、別表の 2 の表の改正規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 提 案 理 由

横浜市立旭北中学校及び横浜市立上白根中学校を新たに設置する横浜市立上白根北中学校に統合し、並びに横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校を横浜市立北綱島特別支援学校とするため、横浜市立学校条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市立学校条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

## 別表（第3条）

## 2 中学校

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市旭区
<u>横浜市立旭北中学校</u>	
横浜市立今宿中学校	
<u>横浜市立上白根北中学校</u> 横浜市立上白根中学校	
(省 略)	
(省 略)	

## 5 特別支援学校

名 称	位 置
(省 略)	
<u>横浜市立北綱島特別支援学校</u> 横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校	横浜市港北区
(省 略)	

